

平成24年稲敷市農業委員会第3回総会

[3月26日]

-
- 日程 1 会議録署名議員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移動の許可について
日程 4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
日程 5 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について
日程 6 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権設定)
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名議員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 議案第1号
日程 4 議案第2号
日程 5 議案第3号
日程 6 議案第4号
-

出席委員

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮本昇君 | 16番 | 古澤真和君 |
| 2番 | 関口邦子君 | 18番 | 山口幸一君 |
| 3番 | 蛭原一君 | 19番 | 宮本善助君 |
| 4番 | 村山文雄君 | 20番 | 保科進君 |
| 5番 | 篠崎惣壽君 | 21番 | 清原寿君 |
| 6番 | 松本文雄君 | 22番 | 加納昭君 |
| 7番 | 吉岡一仁君 | 23番 | 飯塚恒雄君 |
| 8番 | 川島昇君 | 24番 | 飯田稔君 |
| 9番 | 小貫和子君 | 26番 | 沖野谷秀雄君 |
| 10番 | 千勝忠君 | 27番 | 永長秀敏君 |
| 11番 | 山崎健一君 | 28番 | 澤邊雅之君 |
| 12番 | 坂本富男君 | 29番 | 遠藤一行君 |
| 13番 | 秋本精一君 | 30番 | 糸賀泰夫君 |
| 14番 | 篠崎文夫君 | 31番 | 山下恭一君 |

15番 坂本一雄君 32番 高須一郎君

欠席委員

17番 井戸賀吉男君 25番 濱田昭一君

出席説明員

農業委員会事務局長	森川	春樹
農業委員会事務局長補佐	永長	妥啓
農業委員会事務局係長	井戸賀	輝行
農業委員会事務局主査	高橋	渉

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

2月23日（木） 国保運営協議会

於 桜川庁舎会議室

出席者 加納会長

2月25日（土） 第16回あずま米産地づくり推進協議会生産者大会

於 ホテル日航成田

出席者 加納会長（協議会長として参加）、秋本会長代理

3月16日（金） 農業委員研修会、講演

於 東庁舎第1会議室

出席者 農業委員31名、事務局

3月22日（木） 第2回TPPフォーラム

於 つくば国際会議場大ホール

出席者 加納会長、秋本会長代理、沖野谷委員、篠崎惣壽
委員、永長補佐

3月23日（金） 茨城県農業会議第145回総会

茨城県農政活動推進本部第90回代議員総会

於 レイクサイド水戸

出席者 加納会長、森川事務局長

午後3時03分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから平成24年3月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事につきましては、農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほど

よろしく願いいたします。

本日の出席委員は 30 名です。欠席委員は、17 番井戸賀吉男委員、25 番濱田昭一委員の 2 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に、会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。

署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は 3 番蛸原一委員、4 番村山文雄委員、両名を指名いたします。

日程 2 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは審議に入ります。報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、1 ページをお開き願います。

報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号 1 番、浮島字大田辺ほか 12 地区、田 8 筆、畑 21 筆、計 29 筆、25,653 平方メートルでございますが、平成 24 年 1 月 22 日被相続人の死亡により取得したものでございます。なお、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

2 ページをお開き願います。

受理番号 2 番、浮島字上大須、畑 1 筆、234 平方メートルでございますが、平成 22 年 11 月 22 日被相続人の死亡により取得したものでございます。なお、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号 3 番、八筋川字ト杭、田 6 筆、4,138 平方メートルでございますが、平成 24 年 2 月 10 日被相続人の死亡により取得したものでございます。なお、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号 4 番、佐原組新田字佐原組ほか 1 地区、田 5 筆、6,802 平方メートルで

ございますが、平成24年2月10日被相続人の死亡により取得したものでございます。農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号5番、柴崎字内海ほか6地区、田13筆、21,894平方メートルでございますが、平成23年12月24日被相続人の死亡により取得したものでございます。なお、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

次に、3ページをお開き願います。

受理番号6番、阿波崎字北須賀ほか3地区、田11筆、畑9筆、計20筆、25,210平方メートルでございますが、平成23年12月26日被相続人の死亡により取得したものでございます。なお、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程3 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 4ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定移転の許可についてでございます。

売買による所有権移転4件でございます。

受理番号1番、曲渕字居下ほか1地区、田6筆、計7,277平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。1月26日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻を作付している認定農業者で、農業経営面積は1,566アール、農業従事日数は250日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台、農業用トラック1台を所有しております。また申請地の周辺の農地利用に影響を与えないものと考えられます。以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受となる許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号2番、上根本字蓮和田、田4筆、計3,042平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を

目的に取得するものでございます。2月6日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻を作付している認定農業者で、農業経営面積は288アール、農業従事日数は250日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台、農業用トラック1台を所有しております。また、申請地の周辺の農地利用に影響を与えないものと考えられます。以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号3番は、申請人の都合により取下げとなりました。

受理番号4番、浮島字神落、田2筆、計1,920平方メートルについてでございますが、渡人は所有のハス田を、耕作者である受人に譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号5番、浮島字関谷、田2筆、計1,982平方メートルについてでございますが、渡人は所有のハス田を、耕作者である受人に譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で議案第1号の受理番号1番から5番の説明を終ります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま、事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番及び2番については、農林振興公社の案件ですので調査報告を省略いたします。まず、受理番号3番は取下げであります。次に、受理番号4番から5番を小貫委員より報告願います。

○9番（小貫和子君） 9番小貫です。受理番号4番について報告いたします。

3月22日に受人に対する調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にレンコンを栽培している認定農業者であります。全部効率的利用要件については、休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、ハスに関する機械一式を所有しております。常時従事要件については、受人の農作業従事日数が250日であります。農業経営面積要件については、経営面積264アールであります。地域調和要件については、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれはございません。以上、調査の結果、受人となる許可要件をすべて満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

受理番号5番について報告いたします。3月22日に受人に対する調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にレンコンを栽培している認定農業者であります。全部効率的利用要件については、休耕地もなく違反転用地もございません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、ハスに関する機械一式を所有しております。常時従事要件については、受人の農作業従事日数300日であります。農業経営面積要件については、経営面積384アールであります。地域調和要件については、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれはありません。以上調査の結果、受人となる4つの許可要件をすべて満たしており、報告書のとおり許可相当と考えられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑はありませんか。

○21番（清原 寿君） 21番清原です。議案書と受人の名前のうち一文字「市」となっていますが、調査報告書の方では「一」となっています。これはどちらが正しいですか。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 事務局です。すみません、失礼いたしました。議案書が正しく、調査報告書が間違っていますので、訂正をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） よろしいですか。

○21番（清原 寿君） はい、了解です。

○議長（加納 昭君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを採決いたします。

本案は申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 5ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、高田字矢ノ上、畑2筆、計609平方メートルのうち197.97平方メートルについてでございますが、申請人は携帯電話基地局建設工事を請負う法人であり、隣接地で行う基地局工事に必要な、工事用地及び資材置場として一時使用するものであります。一時転用期間は、許可日より平成24年6月30日まで、完了後は農地として利用するものであります。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。敷地内の上下水は未使用、雨水は自然浸透となっております。農地区分は第2種農地、立地基準は第2種農地の例外規定に該当、一般基準は満たされている、と考えられます。3月22日ほかに調査委員及び事務局は申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第5条第2項の各号に該当しないものであり、農地転用許可基準を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で議案第2号受理番号1番の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番について篠崎委員より報告願います。

○5番（篠崎惣壽君） 5番篠崎です。受理番号1番について報告いたします。

現状の場所には、現在もテレビ塔のアンテナが建っております。事務局が報告したとおり問題ないと思いますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを採決いたします。本案は、申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 5 議案第 3 号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第 3 号、現況証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 6 ページをお開き願います。議案第 3 号、現況証明願に対する証明書の交付についてでございます。受理番号 2 番及び 4 番は取り下げられておりますので、転用事実証明書の交付 1 件、非農地証明書の交付 1 件の計 2 件でございます。

受理番号 1 番、下須田字古新田、田 1 筆、716 平方メートルについての登記地目変更のための転用事実証明書の交付でございます。昭和 59 年 12 月 18 日付南総農政指令第 198 号「一般住宅」で許可を受けております。震災により住宅を建て直すにあたり、地目変更登記が必要になったため申請したものであります。

受理番号 3 番、釜井字後田、畑 1 筆、125 平方メートルについての登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。昭和 55 年頃から宅地として利用されており、木造倉庫約 10 平方メートルが建築されております。撮影年月日、昭和 59 年 12 月 29 日の国土地理院の空中写真証明書の添付と始末書が提出されています。

以上で、議案第 3 号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。

まず、受理番号 1 番について蛭原委員報告をお願いいたします。

○3 番（蛭原 一君） 3 番蛭原です。

受理番号 1 番について、3 月 22 日、坂本委員と永長委員、それに事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおり間違いなく、転用目的のとおりに自己用住宅の敷地として利用されていることを確認いたしました。また、添付書類を確認しましたが問題はありませんでした。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） 受理番号 2 番は取り下げであります。次に、受理番号 3 番について永長委員より報告願います。

○27 番（永長秀敏君） 27 番永長です。

受理番号 3 番について、去る 22 日、23 日に分けて、蛭原委員と坂本委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、20 年以上も前から自己用住宅の敷地として利用されています。昭和 59 年 12 月 29 日撮影の国土地理院発行の航空写真と併せて確認しました。申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われれます。また、添付

書類を確認しましたが問題ありませんでした。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号、現況証明願に対する証明書の交付についてを採決いたします。本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程6 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第4号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。なお、議事参与制限に該当する案件がございますので、事務局は、受理番号43番から49番を除いて説明をお願いします。

永長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） それでは、7ページをお開き願います。議案第4号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権設定）についてでございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が9件、39筆で115,574平方メートル、再設定が40件、187筆で346,010平方メートルについての利用権設定でございます。

受理番号1番、曲渕字外野ほか1地区、田8筆、計8,449平方メートルについてでございますが、新規設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は、水稻、ブロッコリー、落花生等を作付する認定農業者で、経営面積は611アール、年間農作業従事日数は250日となっております。

受理番号2番、押砂字中ノ、田2筆、計2,934平方メートル。受理番号3番、押砂字中ノ、田2筆、計2,093平方メートルの2件についてでございますが、いずれも再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米3俵となっております。設定を受ける者は、水稻、麦を作付する認定農業者で、経営面積は464アール、年間農作業従事日数は150日となっております。

受理番号4番、八千石字八千石、田4筆、計5,602平方メートル。受理番号5番、

八千石字八千石、田1筆、882平方メートル。続きまして、受理番号6番、結佐字上結佐、田3筆、計5,539平方メートルの3件についてでございますが、いずれも再設定で利用目的は稲、期間が5年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は、水稻、麦、野菜を作付する認定農業者で、経営面積は1,541アール、年間農作業従事日数は300日となっております。

続きまして、8ページをお開きください。

受理番号7番、佐原組新田字佐原組ほか7地区、田22筆、畑6筆、計28筆、24,906平方メートル。続きまして9ページをご覧ください。受理番号8番、市崎字新田、田1筆、900平方メートルについてでございますが、いずれも再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は、主に水稻を作付する認定農業者で、経営面積は286アール、年間農作業従事日数は300日となっております。受理番号7番と8番の違いなんです、7番については土地の所有が単独のもの、8番については記載の設定者が土地の共有者2名の承諾印をもらっての届出のため2件扱いとなっております。

続きまして、受理番号9番、下須田字小島、田1筆、1,386平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米3俵でございます。設定を受ける者は、水稻を耕作する農業者で、経営面積が331アール、年間従事日数は60日と少ない日数ですが、水稻のみの耕作での兼業農家のためでございます。

受理番号10番、町田字前田ほか3地区、田7筆、計12,904平方メートル。受理番号11番、阿波崎字北須賀ほか1地区、田5筆、計11,543平方メートル。いずれも再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は、主に水稻を作付する認定農業者で、経営面積は662アール、年間農作業従事日数は150日でございます。

受理番号12番、阿波崎字居待堂、田1筆、1,566平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が10年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は、主に水稻を作付する認定農業者で、経営面積は264アール、年間農作業従事日数は200日でございます。

受理番号13番、町田字新利根添ほか1地区、田2筆、計5,494平方メートル。10ページをご覧ください。受理番号14番、町田字新利根添、田5筆、計8,469平方メートル。受理番号15番、町田字関場、田1筆、3,797平方メートルの3件についてでございますが、いずれも再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は、主に水稻、麦、大豆を耕作する認定農業者で、経営面積は1,285アール、年間農作業従事日数は250日となっております。

受理番号16番、高田字岡、田3筆、計10,329平方メートル。受理番号17番、市崎字大峯ほか3地区、田12筆、計21,509平方メートル。次の11ページをご覧ください。受理番号18番、椎塚字入花ほか2地区、田4筆、計6,735平方メートル。受理番号19

番、福田字福田、田1筆、3,011平方メートル。受理番号20番、市崎字大峯ほか1地区、田4筆、計2,252平方メートルの5件について、いずれも再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は、主として水稻を作付する認定農業者で、経営面積は856アール、年間農作業従事日数は200日でございます。

受理番号21番、四ツ谷字上割ほか4地区、田11筆、計20,317平方メートルでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は、水稻、落花生を栽培する認定農業者で、経営面積は286アール、年間農作業従事日数は200日でございます。

受理番号22番、阿波崎字阿波崎ほか1地区、田2筆、計1,430平方メートル。12ページ、受理番号23番、手賀組新田字阿波崎ほか2地区、田14筆、計15,696平方メートルでございますが、いずれも新規設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、水稻を栽培する認定農業者で、経営面積は286アール、年間農作業従事日数は200日でございます。

受理番号24番、下須田字東、田1筆、4,666平方メートル。受理番号25番、下須田字古新田、田2筆、計7,958平方メートル。受理番号26番、阿波崎字阿波崎ほか1地区、田3筆、計8,002平方メートル。続きまして13ページをご覧ください。受理番号27番、浮島字上大須ほか1地区、田8筆、計8,126平方メートルの4件についてでございますが、いずれも再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵、または3俵と契約の相手によって異なります。設定を受ける者は、主として水稻を作付する認定農業者で、経営面積は1,667アール、年間農作業従事日数は200日でございます。

受理番号28番、中山字曾根、田1筆、13,156平方メートル。受理番号29番、中山字曾根、田2筆、計5,750平方メートルの2件でございますが、いずれも再設定で利用目的は稲、期間が3年、小作料10アール当たり玄米3俵でございます。設定を受ける者は、水稻を栽培する認定農業者で、経営面積は472アール、年間農作業従事日数は150日でございます。

受理番号30番、八千石字八千石ほか2地区、田12筆、計14,464平方メートルでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、水稻、落花生を栽培する認定農業者で、経営面積は548アール、年間農作業従事日数は200日でございます。

続きまして、14ページをお開きください。

受理番号31番、上須田字上須田、田8筆、計16,432平方メートルでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、主に水稻を耕作する認定農業者で、経営面積は702アール、年間農作業従事日数は200日でございます。

受理番号32番、八千石字八千石ほか1地区、田6筆、計15,936平方メートルでござ

ざいますが、再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、主に水稻を耕作する認定農業者で、経営面積は681アール、年間農作業従事日数は200日でございます。

受理番号33番、八千石字八千石、田6筆、計19,520平方メートルでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米3俵でございます。設定を受ける者は、水稻、施設野菜を栽培する認定農業者で、経営面積は895アール、年間農作業従事日数は200日でございます。

受理番号34番、清久島字清久島、田1筆、2,753平方メートルでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が5年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は、主に水稻を栽培する認定農業者で、経営面積は474アール、年間農作業従事日数は200日でございます。

続きまして、15ページをお開き願います。

受理番号35番、下君山字岩ノ内ほか2地区、田8筆、計11,063平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり現金1万円でございます。設定を受ける者は、主に水稻を栽培する農業者で、経営面積は496アール、年間農作業従事日数は200日でございます。

受理番号36番、西代字南田、田4筆、計12,331平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は、主に水稻を栽培する農業者で、経営面積は416アール、年間農作業従事日数は150日でございます。

受理番号37番、桑山字浦向ほか2地区、田4筆、9,188平方メートルでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は、主に水稻を栽培する43歳の農業者で、経営面積は171アール、年間農作業従事日数は200日でございます。

受理番号38番、上根本字川向ほか1地区、田6筆、計7,328平方メートルでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が5年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、主に水稻を栽培する農業者で、経営面積は、お手元の議案書には2アールと記載されていますが、710アールの誤りですので訂正願います。年間農作業従事日数は210日でございます。

受理番号39番、中島本四枚内、田1筆、750平方メートルでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者ですが、水稻、施設園芸を行う農業生産法人である農事組合法人で、経営面積は1,094アール、農業専従者3名と年間延500日分の雇用をして、耕作しています。

続きまして、16ページをお開き願います。

受理番号40番、釜井字前田、田1筆、376平方メートル。受理番号41番、釜井字前田、田1筆、317平方メートル。受理番号42番、佐原組新田字釜井ほか3地区、田8

筆、畑4筆、計12筆、計7,283平方メートルの3件についてでございますが、いずれも再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は、主に水稻や畑作物の生産、農作業受託、農産物の流通販売、農業資材の販売を行う農業生産法人格をもった有限会社でございます。経営面積は3,632アール、農業専従者5名を中心に耕作をしております。

以上42件、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上で受理番号1番から42番の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより、議案第4号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）の受理番号1番から42番までを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、受理番号1番から42番までについて、本案は原案のとおり承認することに意見決定いたしました。

続いて、受理番号43番から49番の審議についてでございますが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に、関口邦子委員が該当いたしますので、関口委員の退席を求めます。

（関口委員退席）

○議長（加納 昭君） それでは、ただいま、関口委員が退席しましたので、審議を始めます。

事務局の説明をお願いします。

永長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） それでは、続きまして受理番号43番から49番の説明をさせていただきます。議案書16ページでございます。

受理番号43番、本新、田1筆、10,053平方メートル。続きまして、受理番号44番、本新、田1筆、畑1筆、計2筆、17,014平方メートル。続きまして17ページをご覧ください。受理番号45番、本新、田3筆、畑1筆、計4筆、16,630平方メートル。受理番号46番、本新、田1筆、15,031平方メートル。受理番号47番、本新、田1筆、畑1筆、計2筆、5,836平方メートル。受理番号48番、本新、田4筆、畑1筆、計5

筆、25,435平方メートル。受理番号49番、本新、田1筆、畑1筆、計2筆、15,936平方メートルの5件についてでございますが、うち4件が新規設定、1件が再設定になっております。利用目的、期間、小作料につきましては、議案書に記載のとおりでございます。設定を受ける者は、主に水稻、レンコンを作付する認定農業者で、経営面積は1,161アールとなっておりますが、実際にはさらに多くの面積を耕作しているとのことであります。年間農作業従事日数は300日となっております。

43番から49番までいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑はありますか。

○4番（村山文雄君） 4番村山です。受理番号47番ですが、利用目的がレンコンで、小作料が玄米2俵となっておりますが、間違いではないですか。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） 申請書にはこのように記載されていません。レンコンの場合、現金の場合が多いのですが、米、または米換算で賃借料をもらうこともありうると思いますが……。

○4番（村山文雄君） わかりました。

○議長（加納 昭君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより、議案第4号の受理番号43番から49番を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、受理番号43番から49番について、本案は原案のとおり承認することに意見決定いたしました。審議が終了いたしましたので、関口委員の入室を許可いたします。

（関口委員復席）

○議長（加納 昭君） ただいま、関口委員が復席いたしましたので、審議を続けます。

○議長（加納 昭君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、異議なしと認めます。

これもちまして、平成24年3月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。

午後4時02分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長 加 納 昭 ⑩

3番委員 蛭 原 一 ⑩

4番委員 村 山 文 雄 ⑩